

第26回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金） 午後4時00分～午後4時47分

2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室

3. 出席委員（21名）

4. 欠席委員（0名）

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の期間延長について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による
内子町農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

追加議案第1号 内子町農地利用最適化推進委員の委嘱について

6. 農業委員会事務局職員（2名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から4月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆様、こんにちは。新緑の時期を迎えまして何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本年につきましては本日をもちまして2年間の任期となっております。今年の夏場には次の改選に向けての推薦をしていただくということで、自治会で、説明会等開催されると思いますので、委員さんのご協力よろしくをお願いいたします。今回の総会では様々な議案が提案されていますので、なにとぞ慎重な審議を頂けたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより第26回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、9件、

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、4件、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、1件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、3件

議案第3号 非農地証明について、2件、

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、3件、

議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について、

追加議案第1号 内子町農地利用最適化推進委員の委嘱について、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよ

会長

ろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は9件でございます。議案書のほうは1ページから16ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、3ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ておりますので、●地区担当の委員さんはよろしくお願ひいたします。以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は4件でございます。議案書のほうは17ページ、18ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、農業経営基盤強化促進法により、地域計画策定前に利用権設定がなされたもので契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

それでは、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第3号は、1件でございます。農地法第18条第6項の規定によ

事務局

り、農地の永小作権について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

1番 内子町●の農地、田1筆 991㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第3号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 1,102㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが●さんは自宅近くにある申請地の田を購入し稲作を行う予定です。●さんは、生産に必要な農機具を保有しており、必要があれば購入予定であります。農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあるものと見込まれます。また、申請地は車で約3分の距離にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれ、農繁期には長男も農作業を行うとのこと。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法

事務局

律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

4月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市にお住まいのため農地の管理が困難なことから、近隣にお住まいの●さんに譲り渡すことになったそうです。●さんは、農業歴40年で、息子にも農作業を手伝ってもらっており、生産に必要な農機具は、軽トラやトラクターなど持っておられ、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおり、申請地は、自宅から車で3分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令にも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の1について説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は22から24ページになります。21ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 341㎡のうち185.74㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は●で、転用の目的は進入路および作業スペースです。

転用の理由といたしまして、譲受人が所有する●の改修工事を行っておりますが、住宅の敷地内では、資材置き場や作業スペースが確保でき

事務局

ないことから、隣接する申請地を借り受けて利用したいそうです。本件は、3年以内の一時転用申請となっております。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内の用地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成につきましては、地盤を固めて行うことにより、土砂の湧出を防ぎ、表面水は浸透により排水することから、周辺への影響はないと見込まれます。工事完了後は小石等を除去し農地として復旧する計画となっております。事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

4月16日、●委員さんと一緒に、申請人の●へ伺い話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおりで、申請人の●は、●が所有する●を改修しており、敷地内では資材置場、作業スペースが確保できないことから、隣接地を借りて利用したいそうです。隣接地には農地はないため、特に問題はないものと思われま。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の2について説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は25から27ページになります。21ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 4.95㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、松山市●の●さんで、転用の目的は貸資

事務局

材置場です。

転用の理由といたしまして、譲受人は●の役員として勤めており、●の既事業地が手狭で不便であるため、譲受人が申請地を取得して、貸資材置き場として利用したいそうです。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際には、土留工を設けて、土砂の流出を防止する計画であり、周辺への影響はないと見込まれます。事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

4月14日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●で●の役員をしております。●は、事業の受注も増え、既存の資材置場が手狭となったため、国道に面しており、利便性の高い申請地を取得し、資材置場等として利用したいとのことでした。

周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の3を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の3について説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。表の左側の番号3番になります。地図の

事務局

方は28から30ページになります。21ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 638㎡、内子町●の農地、田1筆 901㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は露天駐車場および資材置場です。

転用の理由といたしまして、譲受人は、内子町内で土木工事業等を行っておりますが、既存事業地が手狭で不便であるため、譲受人が申請地を取得して、大型事業用車両の露天駐車場及び資材置き場等として利用したいそうです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内の用地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際には、土留工を設けて、土砂の流出を防止する計画であり、周辺への影響はないと見込まれます。事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

4月18日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●の役員をしております。●は、既存の資材置場が手狭なため、申請地を取得したうえで、資材置場等として利用したいとのことでした。

周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について議案第3号の1を審議します。

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の31、32ページをご覧ください。議案第3号1についてご説明いたします。地図の方は、34から37ページになります。31ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑9筆 4, 814㎡、田3筆 2, 428㎡です。申請人は、松前町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。現地写真は7ページから16ページになります。6ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は申請者の父が耕作管理していましたが、高齢で農作業が困難となったため、約25年前に杉・檜を植林し現在に至ったものです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

4月14日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●を訪ねて話を聞きました。

申請地は、申請者の父が耕作管理していましたが、高齢で農作業が困難となったため、平成12年頃に杉・檜を植林して現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地の周辺は山林となっており、周囲の農地への影響は、少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第3号2、非農地証明について審議します。事務局の説明を

会長

求めます。

事務局

それでは、議案書の38、39ページをご覧ください。議案第3号2についてご説明いたします。地図の方は、40ページから41ページになります。38ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田9筆 5853㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の17、18ページをご覧ください。現地写真は19ページから24ページになります。17ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は申請者の母が耕作管理していましたが、急傾斜地のため農作業が困難となり約35年前に杉・桧を植林して山林として現在に至っております。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

4月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●を訪ねて話を聞きました。

申請地は申請者の母が耕作管理していましたが、急傾斜地のため農作業が困難となり平成2年ごろに杉・桧を植林し現在に至ったそうです。現地を確認しましたが、申請地の周辺は山林となっており、周囲の農地への影響は、少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われれます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議

会長

します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の42ページをご覧ください。内子町長より令和6年4月8日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定について承認を求められています。

集積計画の概要ですが、43ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が6筆 4, 781㎡です。

集積計画の内訳については、44ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします

1番 内子町●の農地、田6筆、4, 781㎡です。貸付人は、内子町●の●、借受人は、松山市●の●で、賃借権及び使用貸借の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田3筆 2, 312㎡です。

貸付人は、松山市●の●、借受人は、●で、賃借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田3筆、2, 469㎡です。

貸付人は、松山市●の●、借受人は、内子町●の●で、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号についてご説明いたします。45ページをご覧ください。

農業委員会の活動や実施事業の状況については、以前より町のホームページ等で公表することが法定化されております。また、令和4年度に国から示された新たな方針によって、農地利用最適化活動のさらなる推進を図るために、それぞれの農業委員会において「目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告」といった取り組みが求められておりますが、本日もご審議いただきますのは令和6年度の実施状況とになります。

それでは、要点のみご説明いたします。

(説 明)

事務局

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はございませんか。

(異議なしの場合)

会長

異議なしと認め、本件を原案のとおり承認することに決定しました。

次に、追加議案第1号 内子町農地利用最適化推進委員の委嘱について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、本日配布いたしました資料をご覧ください。追加議案第1号についてご説明いたします。農業委員会等に関する法律第19条第1項により募集を行った結果、内子町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例及び内子町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則により、●地区の定員1名に対し、別紙のとおり1名の推薦がありましたので、農地利用最適化推進委員に委嘱することについて承認を求めるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局から説明がありました、農地利用最適化推進委員の委嘱について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長

ご意見がないようですので、農地利用最適化推進委員を別紙のとおり委嘱することにご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農地利用最適化推進委員を別紙のとおり委嘱することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。